

第3号被保険者の記録不整合問題への 対応に関する経緯等について

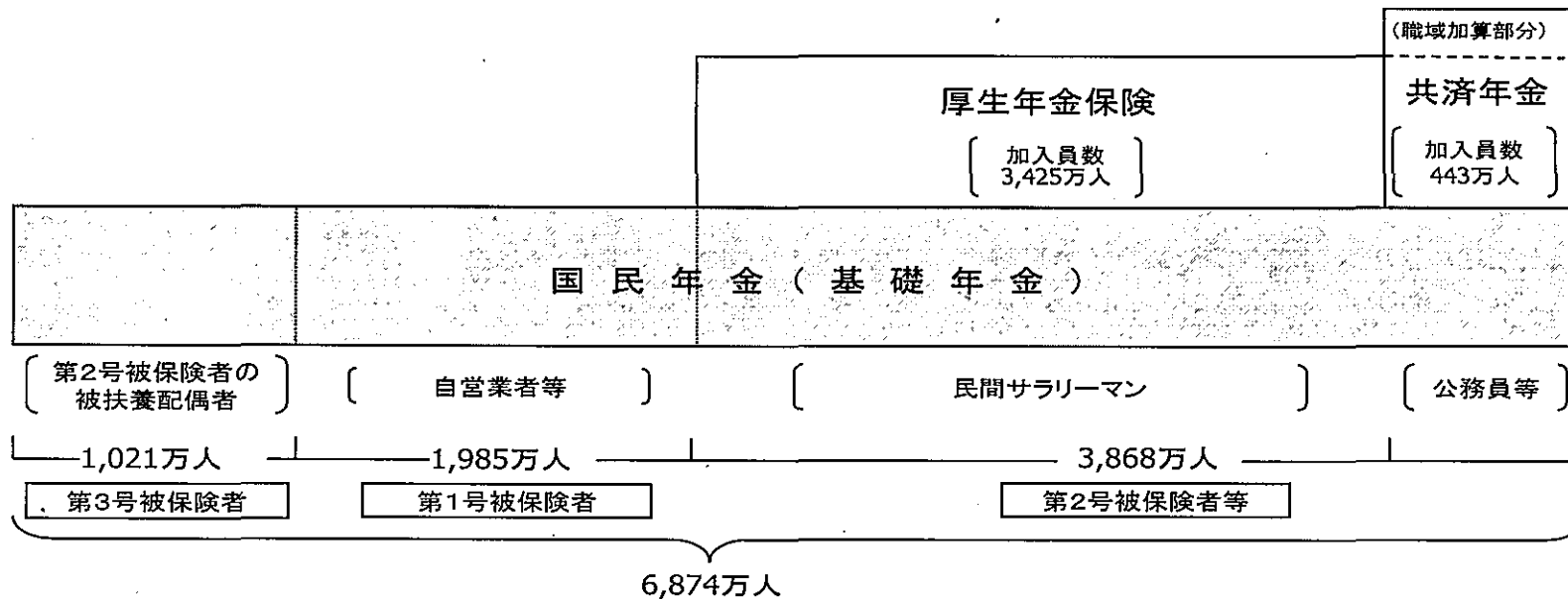
平成23年4月5日
厚生労働省年金局

I. 公的年金制度の加入者について

年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)

(数値は、平成22年3月末)



Ⅱ. 第3号被保険者について

1. 公的年金制度の被保険者の種別（昭和61年4月～）

第1号被保険者：自営業者等

第2号被保険者：民間サラリーマン、公務員

第3号被保険者：第2号被保険者の被扶養配偶者

2. 第3号被保険者でなくなる場合

（1）配偶者である第2号被保険者（例：夫）が退職等により第1号被保険者となる場合

（第3号被保険者→第1号被保険者）

（2）第3号被保険者（例：妻）の収入が基準額（※）以上に増加したことによって扶養から外れた場合

（第3号被保険者→第1号被保険者）

（3）配偶者である第2号被保険者（例：夫）が死亡した場合

（第3号被保険者→第1号被保険者）

（4）配偶者である第2号被保険者（例：夫）と離婚した場合

（第3号被保険者→第1号被保険者）

（5）第3号被保険者（例：妻）が被用者年金制度の資格を取得した場合（第3号被保険者→第2号被保険者）

（6）その他の場合

（第3号被保険者（例：妻）が死亡、60歳到達）

（※）現在、年間130万円

Ⅲ. 第3号被保険者に係る「不整合記録」の発生と対策について

○ 上記Ⅱ. の2の(1)～(4)に該当したとき

→ 第3号被保険者は、第1号被保険者への種別変更の届出が必要

○ この届出が行われなとき

→ 不整合記録が発生

※不整合記録：実際の被保険者種別は第1号被保険者であるが、記録上は第3号被保険者となっている年金記録

【不整合記録の典型事例】

〈ケース1〉夫が第1号被保険者となっているにもかかわらず、妻が第3号被保険者のままとなっている。

〈ケース2〉妻の収入が増加して健康保険の扶養から外れているにもかかわらず、妻が第3号被保険者のままとなっている。

〈ケース1〉
2号被保険者が1号へ種別変更したにもかかわらず、その配偶者である3号被保険者の1号への種別変更が行われていない。

【本来の姿】

	(転職)	
夫	サラリーマン(2号)	自営業者(1号)

(種別変更の届出) ←届出義務がある

妻	サラリーマンの被扶養配偶者(3号)	自営業者(1号)
---	-------------------	----------

【問題の事例】

	(届出なし)	
妻	サラリーマンの被扶養配偶者(3号)	

〈ケース2〉
3号被保険者が扶養から外れているにもかかわらず、1号への種別変更が行われていない。

【本来の姿】

夫	サラリーマン(2号)	
---	------------	--

(種別変更の届出) ←届出義務がある

妻	サラリーマンの被扶養配偶者(3号)	パートで働き基準額(※)以上の収入(1号)
---	-------------------	-----------------------

※現在、年間130万円

【問題の事例】

	(届出なし)	
妻	サラリーマンの被扶養配偶者(3号)	

- 旧社会保険庁は、社会保険オンラインシステムのデータから、必要な届出を行わず不整合記録を有していると考えられる者を把握し、届出を促す取組を講じてきた。

この取組は昭和63年度から始まり、その後、現在に至るまで続けられている（平成22年1月以降は、日本年金機構が実施）が、平成17年度に従来からの「届出勧奨状の送付」に加えて「職権による被保険者種別の変更」を開始するまでは、勧奨状を送付するにとどまっていた。（勧奨状を送付しても届出を行わない者に対しては、それ以上の取組を行っていなかった。）

また、勧奨状についても、現在のように幅広い対象者を毎月把握して送付することにしたのは平成10年度からであり、それ以前の各年度においても送付はしているものの、対象者の範囲や把握・送付の回数は限定的なものにとどまっていた。

（参考）平成10年度以降は、社会保険オンラインシステムのデータから、毎月、「厚生年金の被保険者又は共済組合の組合員である配偶者（例：夫）が退職等により第2号被保険者の資格を喪失したにもかかわらず、第3号被保険者（例：妻）の種別変更が行われていないケース」と「政管健保（平成21年10月以降は協会けんぽ）の被保険者又は共済組合の組合員である配偶者（例：夫）の扶養から外れたにもかかわらず、第3号被保険者（例：妻）の種別変更が行われていないケース」を把握し、届出の勧奨状を送付している。

第3号被保険者にかかる種別変更等の状況（平成22年9月時点）

事 項	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1. 第3号被保険者数（年度末）	10,922 千人	10,789 千人	10,627 千人	10,436 千人	10,209 千人
2. 各年度の種別変更件数＜3号→1号＞（*1）	767,707 人	749,065 人	725,512 人	728,868 人	715,806 人
3. ④ 各年度の届出勧奨件数＜3号→1号＞（*2）	195,657 人	191,406 人	185,944 人	201,928 人	207,169 人
⑤ 上の④のうち、その後本人から届出があつて種別変更した件数	124,375 人	99,110 人	114,335 人	129,843 人	125,591 人
⑥ 上の④のうち、職権によって種別変更を行った件数	15,876 人	27,098 人	39,045 人	42,201 人	48,060 人
⑦ 各年度の届出勧奨による種別変更件数 ＝⑤＋⑥（*3）	140,251 人	126,208 人	153,380 人	172,044 人	173,651 人
⑧ 上の④のうち、住所不明等で種別変更が行えなかった件数（*4）	55,406 人	65,198 人	32,564 人	29,884 人	33,518 人

（*1）平成16年度以前の計数は把握できていない。

（*2）配偶者である第2号被保険者の資格喪失情報及び協会けんぽ・共済組合からの被扶養配偶者の削除情報に基づいて届出勧奨を行った件数である。
（健保組合の被扶養配偶者の削除情報については、把握できていないことから届出勧奨の対象となっていない。）

（*3）④各年度の届出勧奨件数に対する⑦種別変更件数は、概ね8割前後で推移している。

（*4）単純累計件数は約217千人となるが、住所不明等で種別変更が行えなかった件数は、その後、自主的な届出や裁定請求を契機に種別変更が行われること等により、減少する可能性がある。

（日本年金機構調べ）

Ⅳ. 第3号被保険者の記録不整合問題に関する取組・経緯について

(いわゆる「運用3号」の取扱いについて)

- 第3号被保険者制度導入後、年金の支給決定を行う際に、本人の年金記録と配偶者の年金記録の照合作業を行うべきところ、現場の事務処理が、必ずしも統一的行われておらず、結果として、不整合記録に基づいて年金を支給するということが、事実上発生。
- これに対し、現場における統一的な運用上の取扱いを明確にし、必要な事務処理の統一化を図ることとして「運用3号」の取扱いを決定したものの。
- 「運用3号」は、第3号被保険者期間とされている不整合期間について、現状の年金記録を尊重し、被保険者の過去2年分を除き変更しないというものであり、平成23年1月より実施。

(参考)「運用3号」のポイント

受給権者・・・現状の年金記録を変更しない。

被保険者・・・将来に向けて、正しい記録に訂正する。過去については、保険料の時効が到来していない過去2年分を除き、現状の年金記録を変更しない。

(「抜本改善策案の方向性と論点」に基づく法律改正と「運用3号」通知の廃止について)

- 「運用3号」の取扱いについては、平成22年12月15日に、平成23年1月からの実施について通知を
発出。(別紙参照)
- その後、国会における指摘等を受け、平成23年2月24日に、当面、「運用3号」の対応を留保すること
を決定。
- 平成23年3月8日、国会における指摘、総務省年金業務監視委員会及び厚生労働省年金記録回復委員会の
意見書や助言の内容等を踏まえ、また、総務大臣と協議を行ったうえで、厚生労働大臣が「抜本改善策案の方
向性と論点」を公表。
これにより、抜本改善策は法律により対応することとし、「運用3号」通知は同日付けで廃止。

(参考)

平成23年1月1日(昨年12月15日以降受付)から2月24日までの間に裁定を行った方のうち、「運用3号」による
取扱いの対象となる期間を有している方は1,314人である。

これらの方については、3月随時払い以降、年金を支給するが、その際には、年金額の再裁定や既に支払済みの年金につ
いて調整することがあり得ることをお知らせすることとしている。

「写」

年管企発1215第2号
年管管発1215第1号
平成22年12月15日

日本年金機構

事業企画部門担当理事 殿

事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業企画課長

厚生労働省年金局事業管理課長

第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第1号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱いについて

6
標記については、本年3月29日に開催された年金記録回復委員会において「職員アンケートからの記録問題への対応策」の「(3) 3号被保険者の記録が、厚年加入・扶養削除などで不正確となっている、ないしは配偶者の記録と合わないケースへの対応策」として下記の取扱いが取りまとめられたところであるが、これは、第3号被保険者期間としての年金記録を実際には第1号被保険者であった期間も含め、真正な記録と認めて行政としての決定等を行ってきたことから、行政の決定等に対する国民の信頼を一定の範囲において保護する必要があるという観点からの取扱いである。

については、下記の取扱いを平成23年1月1日より実施することとされたい。ただし、同日までに本人が当該期間の年金記録を確認し、既に記録の訂正がなされているものについては、対象とならないことに留意願いたい。

また、被保険者及び被保険者であった者に係る取扱いについては、第3号被保険者とその配偶者の記録の突き合わせを行い、該当者を把握していく必要があるので、所要の準備を進められたい。併せて、第1号被保険者への種別変更が適切に行われていない場合における届出勧奨及び種別変更の処理について、今後遺漏なく行われるよう、一層の徹底を図られたい。

記

第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が、実際には第1号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱いは次のとおりとする。

1 受給権者

既に裁定が行われていることから、現状を変更しないものとする。

2 被保険者及び被保険者であった者

- (1) 将来に向けては、速やかに第1号被保険者に種別変更し、保険料の納付を求めること。
- (2) 過去の期間については、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状を変更しないものとする。保険料の時効が到来していない過去2年間の期間については、遡って第1号被保険者に種別変更するよう認定し、変更した期間に係る保険料の納付を求めること。